

島根県緑の少年団連盟規約

(名 称)

第 1 条 この会は、島根県緑の少年団連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 連盟は、緑の少年団育成要綱（平成23年6月21日制定）に基づき結成された緑の少年団を育成し、相互の親善と活動の促進を図り、もってその健全な発展に資することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 緑の少年団相互の親善、交流、研修及び情報交換
- (2) 緑の少年団指導者の養成及び研修
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(会 員)

第 4 条 連盟の会員は次のとおりとする。

第1種会員 県内の緑の少年団

第2種会員 島根県、（社）島根県緑化推進委員会、
緑の少年団の育成及び活動に参加、協力する団体等。

(入 会)

第 5 条 連盟に入会しようとするものは、所定の申込書を会長に提出し、会長がこれを承認する。入会を承認した会長は、理事会にその旨報告しなければならない。

(退 会)

第 6 条 連盟を退会しようとする会員は、理由を付して退会届を会長に提出することとし、退会届を受理した会長は、理事会にその旨報告しなければならない。

(役 員)

第 7 条 連盟に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	2 名
専務理事	1 名
理 事	若干名

(役員を選任)

第 8 条 理事は総会において選任し、会長、副会長は理事の互選によって決定する。ただし、専務理事は、（社）島根県緑化推進委員会事務局長をあてる。

(役員任期)

- 第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員職務)

- 第10条 役員職務は次のとおりとする。
- (1) 会長は、連盟を代表し、連盟の運営を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 専務理事は、会長の命を受け、業務を執行する。
- (4) 理事は、規約及び総会の議決に基づき業務を執行する。

(顧問)

- 第11条 連盟に顧問をおくことができる。
- 2 顧問は会長が理事会の同意を得て委嘱する。
- 3 顧問は会長の諮問に応える。

(総会)

- 第12条 総会は、会員をもって構成し、毎年1回会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開くことができる。
- 2 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 4 総会の議決は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。但し、連盟規約の改廃については、出席会員の3分の2以上の議決を必要とする。

(総会の議決事項)

- 第13条 総会では、次の事項を議決する。
- (1) 事業報告
- (2) 事業計画
- (3) 規約の制定及び変更
- (4) その他理事会で必要と認められた事項

(理事会)

- 第14条 理事会は、必要に応じ会長がこれを招集する。
- 2 理事会は、理事の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 理事会の議決は、第13条4項本文を準用する。
- 4 理事会の議決事項は、次のとおりとする。
- (1) 総会に付すべき重要な事項
- (2) その他理事会において必要と認められた事項
- 5 会長が必要と認めるときは、理事以外の特定の会員などの出席を要請することができる。

(経 費)

第15条 連盟の経費は、助成金・寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(事業年度)

第16条 連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日までとする。

(事務局)

第17条 連盟の事務局は、島根県松江市母衣町55(社)島根県緑化推進委員会内に置く。

2 事務局の職員は、会長が委嘱する。

(その他)

第18条 この規約に定めたもののほか、連盟の運営上必要なことは、理事会に諮って、会長が別に定める。

(附 則)

本規約は、平成 3年 6月 6日から施行する。

改正 平成11年 6月15日から施行する。

改正 平成15年 6月25日から施行する。

改正 平成18年 6月30日から施行する。

改正 平成22年 6月25日から施行する。

改正 平成23年 6月21日から施行する。